

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日が休息日、
当日の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医の登録(保険課)
公共測量の終了(管理課)

告 示

鳥取県告示第四百四十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令八十七号)第九条の規定により、次の通り告示する。

平成十年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
湖 山 隆 司	鳥 菌 七 〇 五	平成十年二月十七日

鳥取県告示第四百四十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、羽合町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 公共測量(羽合都市計画図(縮尺二千五百分の一)の写真測量による

修正)

二 作業地域 東伯郡羽合町の全域

三 終了年月日 平成十年一月三十日

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成10年度（平成10年4月から平成11年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成10年3月20日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857-26-7023、7024

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号

住 所

申 込 者 氏 名 ㊟

{ 団体にあつては、名称 }
{ 及び代表者の氏名 }

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県 取 県 【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む。）】